配当公告

佐賀県唐津市和多田大土井九番三号
破産者　有限会社ミヤザキ

右の者に対する佐賀地方裁判所唐津支部平成十四年（フ）第一三九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一、二四二、六六八、四八二円

一、配当することのできる金額
金三二、三八八、三四四円

平成二十一年十二月十八日
佐賀県佐賀市白山一丁目四番二八号益本白山ビル三階　破産管財人　西林　慶一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県上閉伊郡鱒澤村大字下鱒澤第三〇地割二一番地、最後の住所不明
被相続人　亡　多田　ハル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十八日
岩手県遠野市新町三番六号
相続財産管理人　司法書士　畠山　信秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市湯口字根岸四二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　木村　誠雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十八日
岩手県北上市大通り一丁目三番一号北上開発ビル二階
相続財産管理人　弁護士　安部　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市篭場二九番、最後の住所新潟県三条市篭場二九番二三号
被相続人　亡　石月　初男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十八日
新潟県新潟市中央区月町一九八八番地フレンディビル五〇一号
相続財産管理人弁護士　野中　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市瑞穂区内浜町三四〇四番地、最後の住所名古屋市瑞穂区内浜町三四番九号宝第二スカイハイツ五〇八号
被相続人　亡　村谷　暢生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十八日
名古屋市中区大須四丁目一番九号菱水ビル四階オーバル法律特許事務所
相続財産管理人　弁護士　川崎　修一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県神埼市神埼町志波屋八三〇番地、最後の住所佐賀県唐津市菜畑三四二一番地一〇
被相続人　亡　古賀　秀宣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十八日
佐賀県唐津市双水二六九〇番地四一
相続財産管理人　尾﨑　瑞子

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十一年十二月十八日

一、墳墓等所在地　埼玉県行田市駒形二丁目七番七号

一、墳墓等の名称　成正寺境内墓地、①坂本近之助墓、②坂本家（石垣兼尾之墓）、③梶田家、④小川家、⑤鈴木家、⑥佐藤虎助家（建立）、⑦佐藤丈次郎家（建立）、⑧村田家、⑨松井家、⑩齋藤家、⑪村田家、⑫鈴木仙太郎家（建立）、⑬武田譲家（建立）、⑭森家、⑮寺本家、⑯池田治郎家（建立）

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳①坂本近之助、②坂本忠、不詳一名（法名）、③不詳一名（法名）、④不詳一名、⑤鈴木傳左衛門、不詳一名（法名）、⑥佐藤廣貞、不詳一名、⑦不詳、⑧村田孫九郎弘道、不詳一名（法名）、⑨不詳三名（法名）、不詳二名、⑩不詳六名（法名）、⑪村田孫右衛門正憑、不詳一名（法名）、⑫鈴木いよ、鈴木たか、⑬不詳、⑭埼玉県北埼玉郡忍町大字行田三一五番地　森幾く、東京都千代田区東神田一一一〇　森久子（子・法名含む）、東京都千代田区東神田一一一〇　森長之助、東京都千代田区東神田一一一〇　森伊彌、東京都杉並区堀ノ内二丁目二八一　森富代、埼玉県北埼玉郡忍町大字行田　森ひろ、本籍不詳　森善八、森は津、森忠四郎、森三七吉、森善三郎、森智、森富貴子、森喜久代、森三七吉（二代目）、不詳一名（法名）、⑮東京市日本橋区大伝馬町一丁目一番地　寺本みつ、東京都中野区新井二丁目四八　寺本善一郎、本籍不詳　寺本安壽、⑯東京市本所區緑町一丁目二二番地　池田又藏、東京市本所區緑町一丁目二二番地　池田市郎、東京都墨田区緑一丁目一八番地の二　池田治郎、本籍不詳　池田美代、

一、改葬を行おうとする者　埼玉県行田市駒形二丁目七番七号　宗教法人　浄土真宗　本願寺派　成正寺　代表役員　吉田　壽夫

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成21年12月18日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ミニミニ中央　②東京都知事(2)81647　③代表取締役　池西義之　④東京都豊島区西池袋一丁目19番1号　廃止した従たる事務所　東京都渋谷区恵比寿西一丁目7番6号　⑤500万円　⑥東京都知事　⑦東京都豊島区西池袋一丁目19番1号　株式会社ミニミニ中央　代表取締役　池西義之

①芝リアルティ有限会社　②東京都知事(1)83988　③取締役　粟国正樹　④東京都港区虎ノ門三丁目18番6号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区虎ノ門三丁目18番6号　芝リアルティ有限会社　取締役　粟国正樹

①藤和不動産株式会社　②国土交通大臣(3)408　③代表取締役　八木橋孝男　④東京都中央区八重洲二丁目3番13号　廃止した従たる事務所　東京都新宿区西新宿1―5―11新宿三葉ビル4階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区八重洲二丁目3番13号　藤和不動産株式会社　代表取締役　八木橋孝男

①株式会社金商　②愛知県知事(2)19815　③代表取締役　塚本聡　④愛知県一宮市高畑町二丁目5番地の1　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県一宮市高畑町二丁目5番地の1　株式会社金商　代表取締役　塚本聡

①アート住宅サービス株式会社　②大阪府知事(2)44580　③代表取締役　沖田芳和　④大阪府堺市北区百舌鳥梅町3丁16番地の22　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府堺市北区百舌鳥梅町3丁16番地の22　アート住宅サービス株式会社　代表取締役　沖田芳和